

半田市PPP／PFI手法導入審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 PPP及びPFIの導入に関する検討を進めるに際して、必要な事項について客観的な審議及び評価を行うため、半田市PPP／PFI手法導入審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) PPP

公共施設等の整備等(建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、市民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。)を市と民間事業者が連携して行う手法(PFIを除く。)をいう。

(2) PFI

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第3条に規定する基本理念に基づき、公共施設等の整備等に民間事業者の資金、経営能力又は技術的能力を活用する手法をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) PPP／PFI手法導入の審査に関すること。
- (2) その他PPP／PFI手法導入に関し必要なこと。

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長及び副委員長は、それぞれ副市長及び総務部長をもって充てる。
- 3 委員は、企画部長、建設部長及びPPP／PFI手法導入の審査に係る公共施設等を所管する部長をもって充てる。ただし、複数の部にまたがる複合施設に係る審査の場合は、全ての関係部長を委員とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会議には、議事に関係がある課等の職員が出席し、必要に応じ、説明又は意見を述べるものとする。

5 会議は非公開とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。